（同）同　齊藤　千春
（同）同　田野井蔵人
（千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補）同　瓜生　容
（同）同　小川　一希
（同）同　日下部優香
（同）同　髙木　晶大
（同）同　原　美湖
（水戸地方裁判所判事補兼水戸家庭裁判所判事補）同　君島　直之
（同）同　倉鋪　卓徳
（宇都宮地方裁判所判事補兼宇都宮家庭裁判所判事補）同　橋詰　英輔
（前橋地方裁判所判事補兼前橋家庭裁判所判事補）同　佐々木淑江
（静岡地方裁判所判事補兼静岡家庭裁判所判事補）同　毛受　裕介
（甲府地方裁判所判事補兼甲府家庭裁判所判事補）同　河野　文彦
（長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補）同　大木健一郎
（新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補）同　島添聡一郎
（同）同　大畑　朋寛
（大阪地方裁判所判事補兼大阪家庭裁判所判事補）同　柴田　裕美
（同）同　秋田　純
（同）同　伊藤　太一
（同）同　楠　大輔
（同）同　栗阪　美穂
（同）同　近藤　貴浩
（同）同　多田　真央
（同）同　松本　諭
（同）同　望月　一輝
（大阪家庭裁判所判事補兼大阪地方裁判所判事補）同　横井　裕美
（京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補）同　工藤明日香
（同）同　畦地　英稔
（神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補）同　合田　顕宏
（同）同　島田　理恵
（同）同　生田　大輔
（同）同　倉方　ユリ

（同）同　今野　智紀
（同）同　塚本　晴久
（大津地方裁判所判事補兼大津家庭裁判所判事補）同　楠　真由子
（和歌山地方裁判所判事補兼和歌山家庭裁判所判事補）同　森　優介
（名古屋地方裁判所判事補兼名古屋家庭裁判所判事補）同　川口　藍
（同）同　古賀　千尋
（同）同　坂本清士郎
（同）同　前田　優太
（同）同　三木　裕之
（津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補）同　武藤　明子
（岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事補）同　荒木　雅俊
（福井家庭裁判所判事補兼福井地方裁判所判事補）同　林　敦子
（金沢地方裁判所判事補兼金沢家庭裁判所判事補）同　坂井　唯弥
（広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補）同　堀内　隼
（山口地方裁判所判事補兼山口家庭裁判所判事補）同　野田　真未
（岡山地方裁判所判事補兼岡山家庭裁判所判事補）同　林﨑由莉子
（鳥取家庭裁判所判事補兼鳥取地方裁判所判事補）同　豊岡　慎也
（福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補）同　桐谷　康
（同）同　池上　絵美
（同）同　岩田　康平
（同）同　太田　慎吾
（同）同　大野　崇
（佐賀地方裁判所判事補兼佐賀家庭裁判所判事補）同　稲垣　雄大
（長崎地方裁判所判事補兼長崎家庭裁判所判事補）同　濱岡　恭平
（大分家庭裁判所判事補兼大分地方裁判所判事補）同　大下　良仁
（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補）同　木戸口恆成
（鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補）同　金友有理子
（宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補）同　金友　宏平

（仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補）同　遠藤安希歩
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補）同　亀井　佑樹
（山形地方裁判所判事補兼山形家庭裁判所判事補）同　本多　進
（盛岡地方裁判所判事補兼盛岡家庭裁判所判事補）同　西　功
（秋田地方裁判所判事補兼秋田家庭裁判所判事補）同　古屋　勇児
（青森地方裁判所判事補兼青森家庭裁判所判事補）同　吉田　裕亮
（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補）同　佐野　尚也
（同）同　山下　智史
（函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補）同　宍戸　崇
（高松地方裁判所判事補兼高松家庭裁判所判事補）同　人見　和幸
（旭川地方裁判所判事補兼旭川家庭裁判所判事補）同　檀上　信介
（高知地方裁判所判事補兼高知家庭裁判所判事補）同　髙橋　憲太
（松山地方裁判所判事補兼松山家庭裁判所判事補）同　村井美樹子

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上一月十六日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、兵庫県において開催された1．17のつどい―阪神・淡路大震災20年追悼式典―に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、一月十六日午前十一時二十二分御出門、同県へ行幸啓、同月十七日午後五時十五分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、一月十八日午後四時三十八分御出門、一月場所大相撲を御覧のため、国技館（墨田区）へ行幸啓、同六時十三分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、スリランカ国大統領マイトリパーラ・シリセーナ閣下の大統領就任につき、一月十六日御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第１号

中国地方交通審議会から中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730―8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

平成27年1月21日

中国運輸局長　河田　守弘

中国地方交通審議会の意見（要旨）

1．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,400円」を「243,350円」に、ただし書の職員「224,950円」を「226,900円」に、はしけ長「241,400円」を「243,350円」に、部員「182,850円」を「184,750円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「173,700円」を「175,450円」にそれぞれ改正することが適当である。